

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年8月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第26号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表北区役所地域力推進室の項から右京区役所地域力推進室の項までを次のように改める。

左京区役所地域力推進室	北区役所地域力推進室，上京区役所地域力推進室，中京区役所地域力推進室，東山区役所地域力推進室，山科区役所地域力推進室及び下京区役所地域力推進室
-------------	---

第1条第2項の表伏見区役所地域力推進室の項中「南区役所地域力推進室」の右に「，右京区役所地域力推進室，西京区役所地域力推進室，西京区役所洛西支所地域力推進室」を加える。

附 則

この規則は，平成29年8月28日から施行する。

(行財政局人事部人事課)